

一般社団法人日本美術教育学会功労賞規程

1) 〈目的〉

長年にわたって本学会の発展のために多大なる功労をなした会員を対象とする。

2) 〈推薦方法〉

会員は、「功労賞候補推薦書」に必要事項を記入し、定められた期日までに提出する。「功労賞候補推薦書」には、受賞候補者氏名、推薦理由、推薦者氏名を記入する。

3) 〈選考手順〉

代表理事（候補者が代表理事の場合は、代表理事を除く理事）によって指名された会員若干名で、「選考委員会」を構成する。

- ・「選考委員会」は、定められた期日までに事務局に提出された「功労賞候補推薦書」に基づき、参考資料を鑑みつつ、対象者についての本学会における実績を精査し、授賞の適否を委員総会に報告する。（「功労賞候補推薦書」提出者に、対象者の業績一覧を求めることがある。）
- ・委員会は、選考委員会による報告に基づき審議し、決定する。
- ・代表理事は、大会において選考経過と結果を報告し、賞を授与する。

6) 〈賞〉

功労賞には賞状および記念品を授与する。

7) 〈予算措置〉

選考、授賞に関する諸費用は学会の予算の中に位置付けて運用する。

附則

- (1) この規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 令和 3 年 5 月 8 日 一部改正